

土壤汚染対策法第12条に基づく 「形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書」について

1 届出の対象となる行為

届出の対象となる行為は、形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更する行為です。汚染土壤の搬出を伴わない行為も含まれます。

＜土地の形質の変更とは＞

土壤汚染対策法では「土壤を掘削又は盛土すること」が形質の変更に該当します。掘削の深さ又は盛土の高さの多少を問わず、少しでも掘れば掘削、少しでも盛れば盛土とみなします。

以下は届出対象外です。

- ・当該工事で深さ50cm以上掘削する場所が全く無い
- ・当該工事範囲の面積の合計が10m²未満であり、かつ3m以上掘削しない
- ・土壤汚染状況調査または観測井設置のためのボーリング

2 届出者

届出者は「形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者」です。

＜形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者とは＞

土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者等の関係⇒一般的には**開発事業者等**
請負工事の発注者と受注者の関係⇒一般的には**発注者**

また、法人の場合は代表者が届出者に該当しますので、代表権を有しない方の名前で届出る場合は代表者からの委任状を添付してください。

3 届出の期限

- ◆形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更に着手する日の14日前までにご提出ください。
- ◆提出前に、PDF化した届出書案をEメールで送付し、事前確認を受けてください。
- ◆注意事項：行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除いて、行政書士法違反になります。ご注意ください。

提出先／問合せ先：〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2F
神戸市環境局環境保全課（公害対策担当）
TEL：078-595-6226
E-mail：kankyo_sidou_suisitu@city.kobe.lg.jp

4 届出審査のポイント

主に以下の施行基準に適合しているかを審査します。5 記載項目例 (p3) を届出に記載してください。

基準	説明
施行基準へ規則第53条	<p>①土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施工方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合すること</p> <p>汚染土壤が帯水層に接すると、帯水層にある地下水を通じて、汚染土壤に含まれる有害物質が指定区画外に広がるおそれがあります。そのため施工基準では、地下水位よりも深く掘削する可能性がある場合には、汚染土壤が帯水層に接しないようにすることができます。</p> <p>施工方法を決めるにあたっては地下水位を確認し、地下水位よりも深く掘削する可能性があるかどうかを確認します。地下水位より深く掘削する場合は、水位・水質の確認方法及び地下水不接触での施工方法の選択が必要です。具体的な方法は、Appendix[※]-12に記載されています。</p> <p>埋立地管理区域の場合はAppendix-13をご参照ください。</p>
	<p>形質変更によって指定区画外に汚染を広げない、周辺環境に影響を与えない対策が必要です。</p> <p>■ 指定区画からの飛散、流出等の防止<持ち出し対策> 重機、車両、作業者が指定区画から出る際に汚染土壤を持ち出さないようにします。(対策例:付着土壤の区画内での払落し、敷鉄板、洗車場や足洗い場の設置)</p>
	<p>■ 指定区画と指定区画外との境界管理<はみ出し対策> 施工中に指定区画の汚染土壤が指定区画外の健全土に混ざらないようにします。(対策例:バックホウの操作方向の設定や区画境界への矢板の設置) 混ざらないように施工できない場合は、指定区域外の区画を汚染区画として指定することができます(法第14条申請)ので、ご相談ください。</p> <p>■ 施工時の飛散、流出等の防止(仮置き土に関するものを含む)<周辺環境対策> 大気中、排水中への飛散、揮散等を防止します。(対策例:掘削時の粉じん測定、散水、シート養生、排水・雨水の処理方法)</p> <p>■ 指定区画毎の形質変更後の飛散、流出の防止(対策例:舗装、土壤入替状況) 施工後に汚染土壤がむき出しへなっていると、有害物質の飛散や流出のおそれがあります。</p>
	<p>③形質変更時要届出区域の指定に係る土壤汚染状況調査と同一の土壤汚染状況調査により指定された他の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を使用する場合(飛び地間移動)にあっては、当該土壤の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること</p> <p>同一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された形質変更時要届出区域において、間にある指定区画以外の区画をまたいで、一方の区域の汚染土壤を他方の区域の形質変更に使用することを「飛び地間移動」と呼びます。飛び地間移動は汚染土壤の運搬に該当するため、法第16条に基づく「汚染土壤の区域外搬出届出書」の提出と汚染土壤管理票の運用も必要です。</p>
	<p>④土地の形質の変更を行った後、法第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること</p> <p>措置に係る構造物を触る場合は、形質変更後に構造物を原状回復する必要があります。 例えば含有量基準超過で形質変更時要届出区域に指定された区域において、舗装を撤去した場合は、必ず舗装と同等以上の対応が必要です。</p>

※Appendix とは、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン-Appendix-」を指します。

汚染土壤を区域外に搬出する場合は、搬出着手の14日前までに法第16条に基づく「汚染土壤の区域外搬出届出書」も提出してください。届出の詳細は環境省の「汚染土壤の運搬に関するガイドライン」をご覧ください。

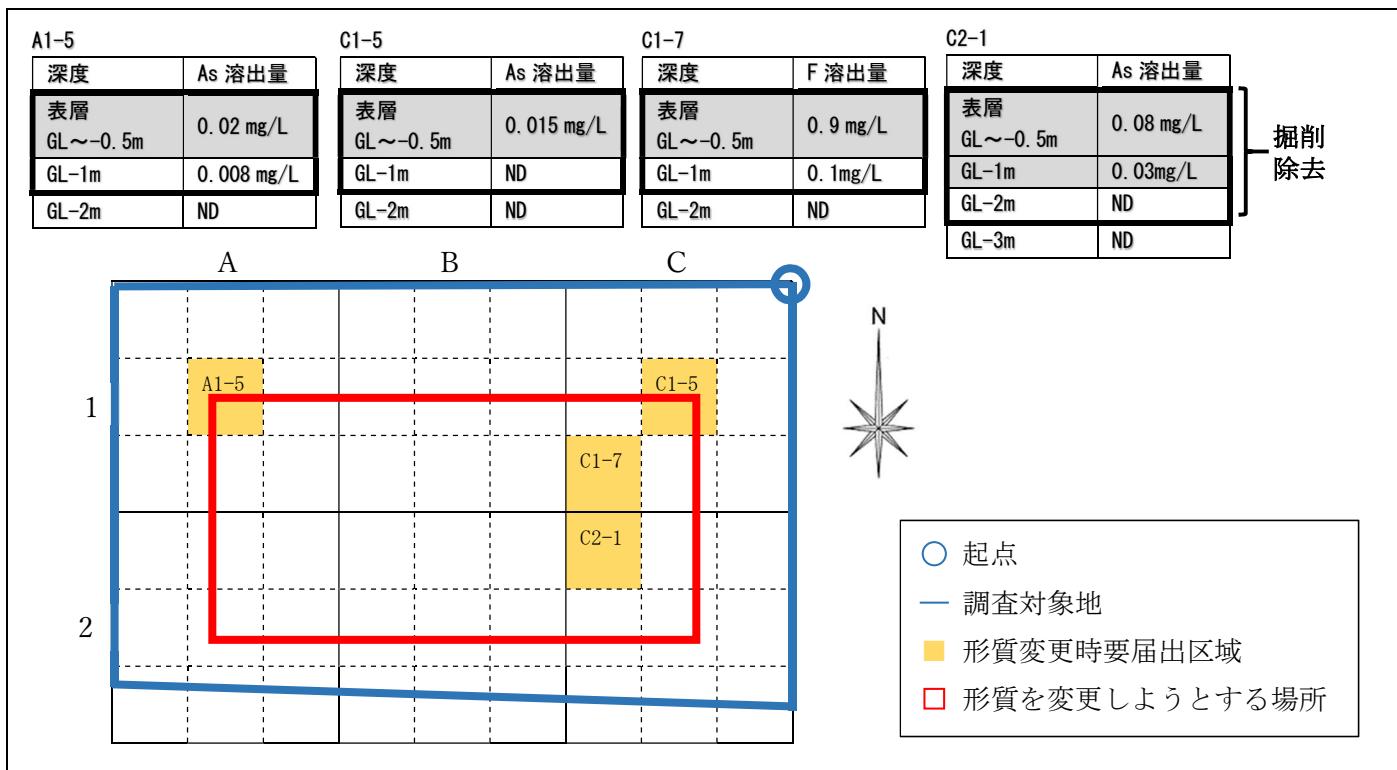
施工中に汚染土壤を仮置きする場合は、別途ご相談ください。

5 記載項目例 以下の他に神戸市から追加で依頼した資料があれば添付してください。

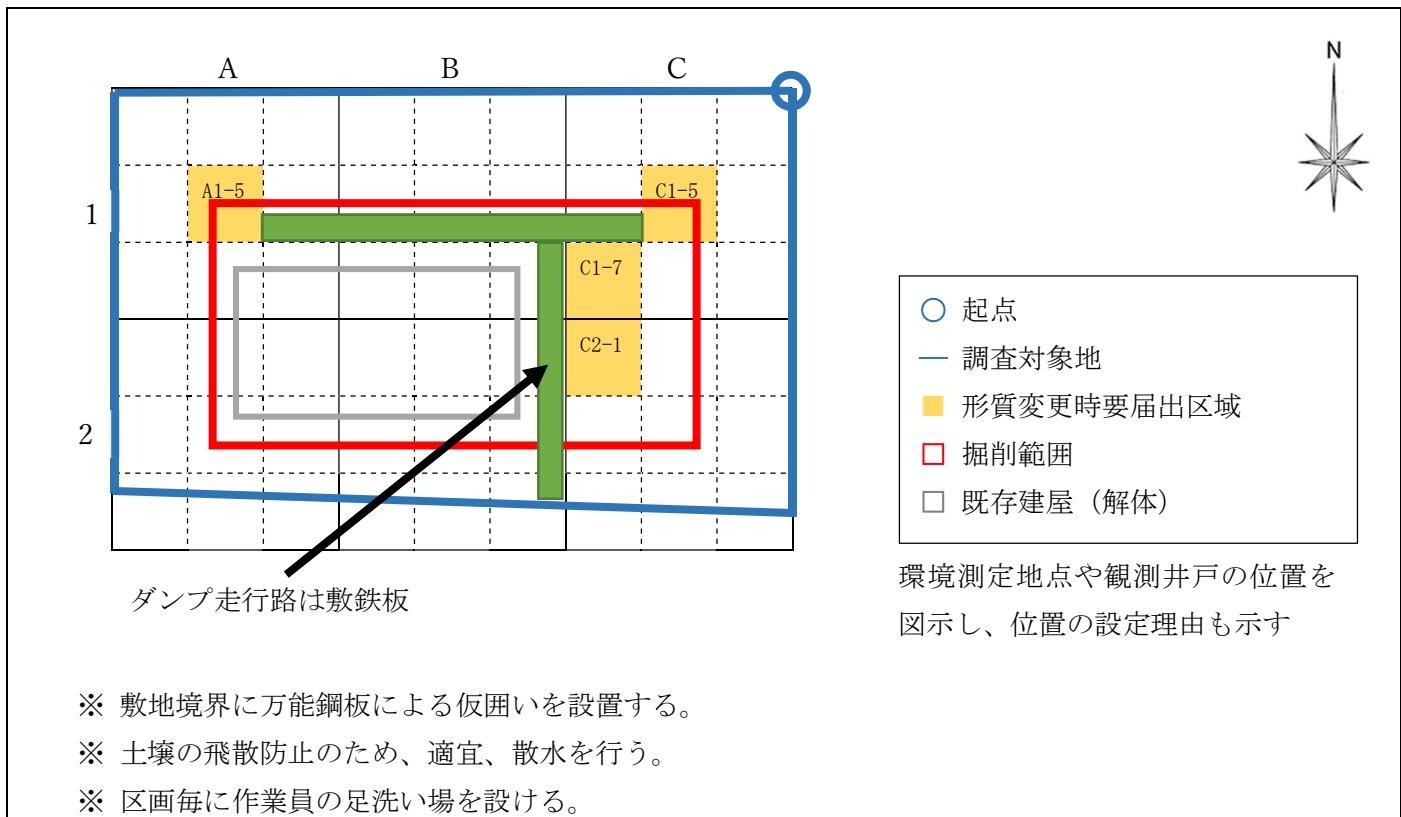
種類	書類・記載内容例
1. 概要	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 今回の工事の概要(工事名、場所、面積、参考法令等) <input type="checkbox"/> 形質変更の目的(指定解除を目的とする場合はその区画名)、土壤汚染調査から今回形質変更までの概要 <input type="checkbox"/> 形質変更時要届出区域の場所、区域指定状況、基準不適合の内容 <input type="checkbox"/> 形質変更が工事全体の中のどういう役割に位置するのか <input type="checkbox"/> 工期、工程表、施工フロー <input type="checkbox"/> 汚染土壤の搬出の有無
2. 土地の形質の変更の施工方法 施工フローの工程ごとに、①～④の施工方法の各基準への適合を図示等により記載する。	<p>基準① 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤(土壤溶出量への基準不適合土壤に限る。)が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地下水位確認位置図、地下水位確認結果一覧表 <input type="checkbox"/> 施工段階毎の平面図、断面図、完成形 <input type="checkbox"/> 地下水位より深く掘削する場合は、地下水不接触での施工方法を示した図 (Appendix-12などの事例に該当するかを記載。埋立地管理区域の場合はAppendix-13) <input type="checkbox"/> 指定区画毎の形質変更面積、掘削除去・埋戻しの土量一覧表 <p>基準② 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出(以下「飛散等」という。)を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 指定区画からの飛散等の防止方法 <input type="checkbox"/> 指定区画と指定区画外との境界管理方法 <input type="checkbox"/> 施工時の飛散等の防止方法(仮置き土に関するものを含む) <input type="checkbox"/> 指定区画毎の形質変更後の平面図、断面図(飛散等がないことの理由を記載) <p>基準③ 飛び地間移動に伴い、人の健康被害が生ずるおそれがないようにすること。 <飛び地間移動がある場合の追加添付書類></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 搬出元・搬出先区画の基準超過状況一覧 <input type="checkbox"/> 区域指定時の告示図面および搬出元・搬出先区画の位置図 <p>基準④ 土地の形質の変更を行った後、法第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康被害が生ずるおそれがないようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 措置に係る構造物(遮水壁や舗装等)を触った場合は、形質の変更後も形質の変更前と同等以上に人の健康被害が生ずるおそれがない状態であることを示す。
3. 搬入土壤	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 搬入土壤が原因で新たな汚染のおそれが生じないよう、指定区画に搬入する土壤は清浄であることが必要です。Appendix-15に搬入土壤の管理方法が記載されています。(品質管理をしていない土壤を搬入した場合、措置をしても指定解除ができません) <input type="checkbox"/> 搬入土壤の採取場所、清浄であることの確認方法などを示した上で、搬入土壤が Appendix-15.4 表1.3-1のいずれに該当するかを記載する。 <input type="checkbox"/> 入手済みの場合は、搬入土壤の分析結果(計量証明書)
4. 周辺環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 基準不適合土壤又は特定有害物質の大気中、排水中への飛散、揮散等の防止対策 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更の施工中に地下水汚染の拡大が確認された場合の対応方法 <input type="checkbox"/> 作業員や車両、機材への付着等による基準不適合土壤の持ち出し防止対策 <input type="checkbox"/> 汚濁した排水、雨水等の対策 <input type="checkbox"/> 騒音、振動、異臭等への対策 <input type="checkbox"/> 発生した産業廃棄物(コンガラ、アスガラなど)の適正処理 <input type="checkbox"/> 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合の対応方法(緊急連絡体制図を含む)
5. 環境測定計画	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 大気、粉じん、排水、地下水、騒音、振動、臭気、地盤沈下などに関する測定内容、環境保全目標値等を記載する。 <input type="checkbox"/> 測定位置図
6. 措置完了確認方法 (指定解除を目的とする区画がある場合)	<p>掘削範囲、深度、運搬、処理、埋め戻し、使用予定の出来形確認表、工事前(現に地下水汚染が生じているかどうか)及び工事完了後の地下水質確認、周辺環境保全対策などについて、適正に行われたことをどのような方法で確認するかを記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 詳細調査報告書 <input type="checkbox"/> 地下水流向図、地下水分析結果 <input type="checkbox"/> 出来形確認表
7. 追加調査結果(深さの限定を行った区画の形質変更をする場合)	<p>土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合(深さの限定を行った場合)であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、以下の書類が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 法施行規則第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法による同区画の調査結果一覧表、位置図

6 作成例

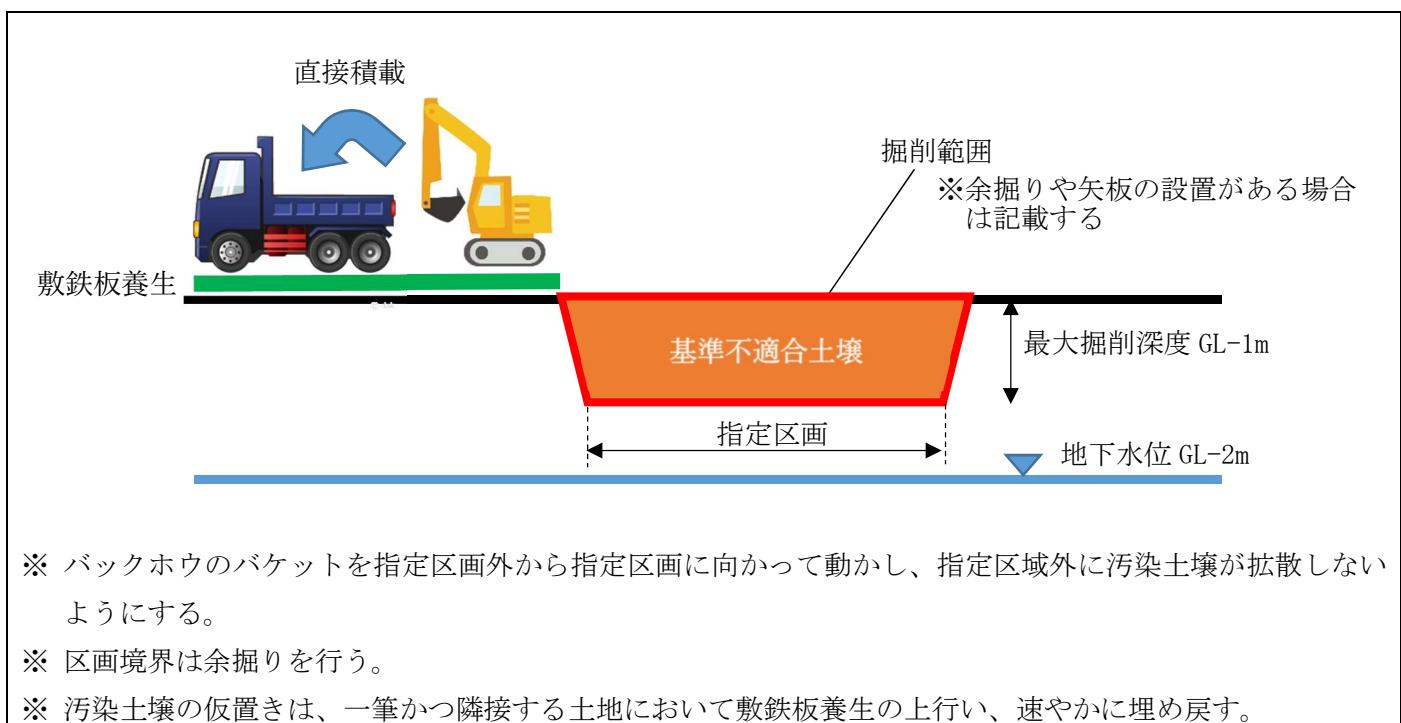
土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面の例



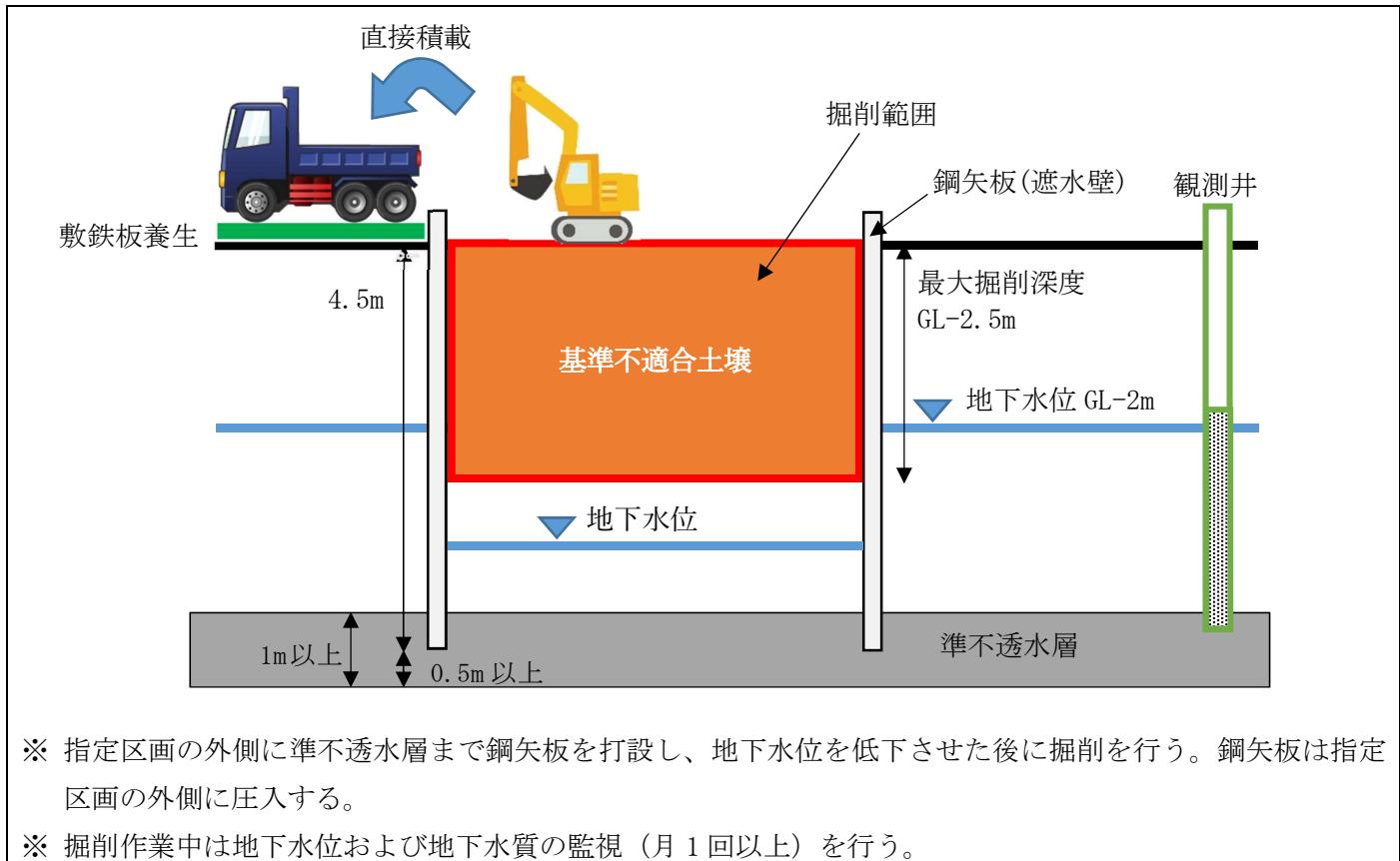
土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図（現況平面図および施行範囲）の例



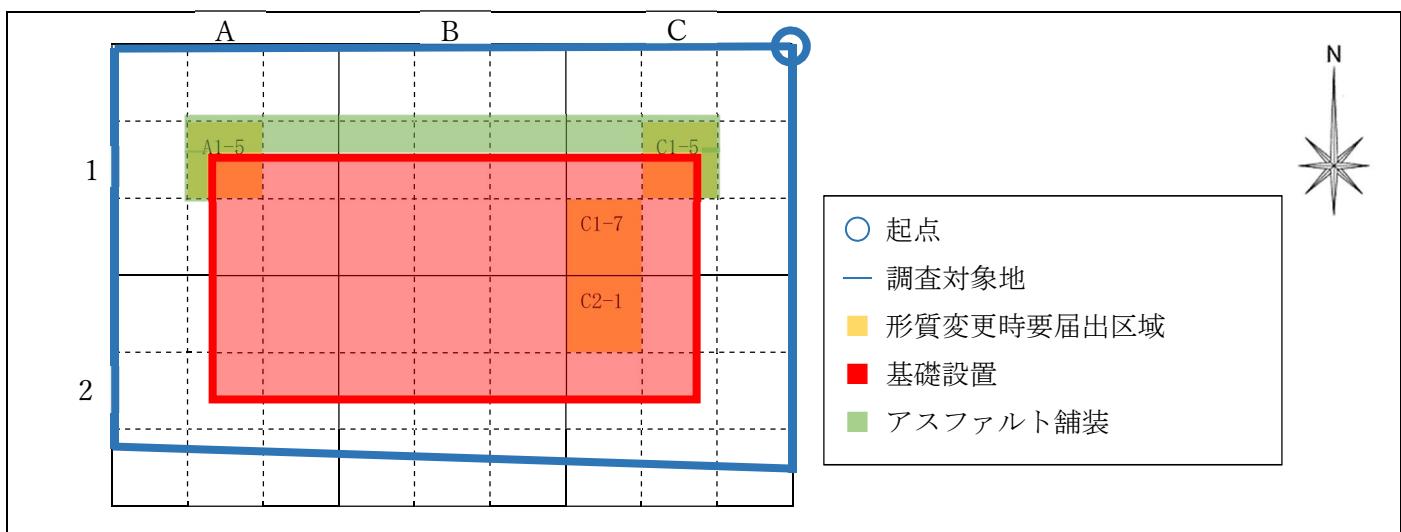
土地の形質の変更の施行方法を明らかにした立面図・断面図の例（地下水位以浅の場合）



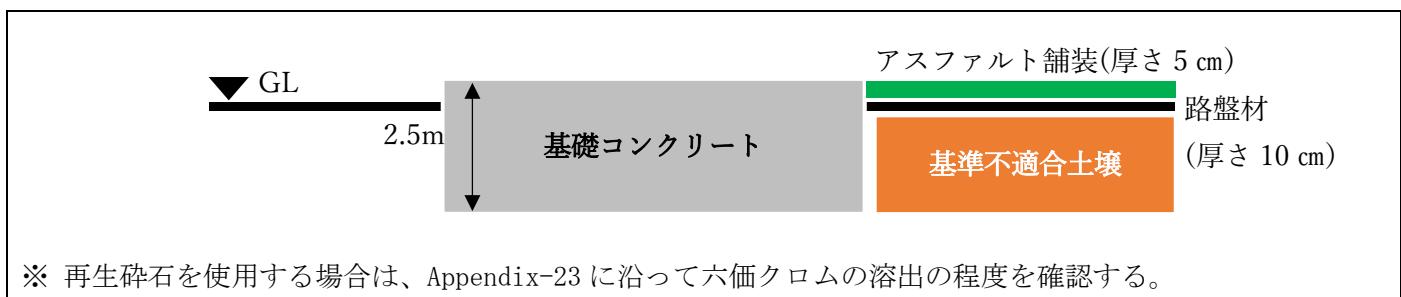
土地の形質の変更の施行方法を明らかにした立面図・断面図の例（地下水位以深の場合）



土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面（平面図）の例



土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面（断面図・立面図）の例



指定区画毎の掘削除去・埋戻しの土量一覧表の例

単位区画	汚染状態	掘削面積	掘削深度	掘削土量	掘削土による埋戻土量	清浄土による埋戻土量	搬出土量
A1-5	砒素 (溶出)	○m ²	○m	○m ³	○m ³	○m ³	○m ³
C1-5	砒素 (溶出)	○m ²	○m	○m ³	○m ³	○m ³	○m ³
C1-7	ふつ素 (溶出)	○m ²	○m	○m ³	○m ³	○m ³	○m ³
C2-1	砒素 (溶出)	○m ²	○m	○m ³	○m ³	○m ³	○m ³
搬出土量合計 ○○m³							

周辺環境保全対策の記載例

- 作業エリア周辺に万能鋼板による仮囲いを設置し、周辺への粉塵等の飛散を防止する。
- 掘削作業中の粉塵による飛散防止対策として散水を実施する。
- 区画内で作業した重機を撤去する際は付着した土壤を区内で十分に掃い落とす。また、作業員の足洗い場を設ける。
- 敷鉄板を行いタイヤへの基準不適合土壤の付着を防止する。
- 雨天・強風時には飛散防止のためシートによる養生を行う。
- 基準不適合土壤の掘削作業中は民家側の敷地境界でデジタル粉塵計による粉塵測定を実施する。
- 掘削時に水が発生した場合は、排除基準に適合させ、下水道部局と協議の上、下水道へ排除する。

土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法の記載例

月に1回以上定期的に地下水質の測定を行うことで水質を監視する。地下水質に異常がみられた場合は、速やかに工事を停止し、原因究明を行うとともに下記のとおり汚染拡大防止のために必要な対策を講ずる。また、対策終了後には、原因究明調査結果および対策結果をとりまとめて報告するものとする。

- ① 地下水汚染の拡大が確認された場合は、速やかに掘削作業を中止する。
- ② 鋼矢板を準不透水層まで打設し、地下水汚染の拡大を防止する。
- ③ 揚水井戸を設け、地下水の揚水を行う。なお揚水した地下水は排除基準に適合させ、下水道部局と協議の上、下水道へ排除する。
- ④ 原因究明を行い、原因の排除または対策工事を実施した上で掘削作業を再開する。
- ⑤ 工事終了後、地下水汚染が確認された範囲での地下水質の測定を行う。

事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法の記載例

非常災害等の緊急事態が生じた場合、速やかに別添の緊急連絡体制図のとおり連絡・報告を行い、緊急時対応マニュアルに従って対策を講じる。

- ① 盛土や観測井等汚染除去等の措置に係る構造物や設備等に損壊がないことを確認する。損壊があった場合には速やかに修復する。
- ② 当該事態に伴う汚染の拡散の有無を確認する。
- ③ 非常災害のための必要な応急措置として土地の形質の変更をした場合は、工事終了時に報告する。